

# 近世の地域大社と社家の布教活動

——伊勢国多度神社と小串氏を事例として——

谷 戸 佑 紀

# 近世の地域大社と社家の布教活動

——伊勢国多度神社と小串氏を事例として——

谷 戸 佑 紀

はじめに

近世の神社に関する研究は、一九八〇年代から江戸幕府や朝廷による神社・神職に対する支配・編成を中心に深化し、これにより、全国の神職組織の存在形態とその特質が明らかにされた。<sup>①</sup>さらに、一九九〇年代以降に活発化した身分的周縁論・地域社会論などにおける議論をもとに、神社・神職を切り口に地域社会を論じる成果も生まれている。<sup>②</sup>このほか、参詣に関する成果も蓄積した。<sup>③</sup>

一方、中世の神社については、既に中世一宮制に関する成果がまとめられており、解体期となる戦国期を視野に入れた議論も行われている。<sup>④</sup>

右のような状況のなか、二〇〇〇年代以降に進展をみたのが、いわゆる地域大社を対象とする研究である。地域大社とは西田かほる氏により提起された理解で、「古来より様々な形で地域の核となっていた神社」<sup>⑤</sup>を指す。ここでは、西田氏が対象とした甲斐国御崎明神のほか、摂津国西宮神社・武蔵国御嶽山<sup>⑥</sup>といった地方の有力神社に対して分析が進め

られ、江戸幕府や本所との関係、内部構造などが明らかとなった。

ただ、地域大社の実像を解明できたとは言い難く、次の点において課題が残る。

① 社家による布教活動については、配札(廻檀)に関する成果があるものの、そのほかの活動が不明瞭のままとなっている。

② これまで行われてきた個別の神社研究や寺院研究にも当てはまるが、地方に所在する神社(寺院)の信仰圏を固定的に把握する傾向があり、信仰の伝播・受容の問題を捨象している。

②に関しては、金毘羅信仰<sup>(9)</sup>のように全国に伝播した事例がいくつも存在する。つまり、地方の神社であっても、その信仰が遠隔地まで展開する場合があつたのであり、その過程を具体的に跡付ける必要がある。そして、ここにおいては①で指摘した配札以外の活動も重要となることが予想される。

そこで本稿では、伊勢国桑名郡多度村(現 三重県桑名市多度町多度)に所在する多度神社<sup>(10)</sup>(現 多度大社)とその社家である小串氏を対象として、この課題に取り組んでみたい。同社は後述するように古代から地域の中心的存在であつて、地域大社の事例として適切であると考ええる。

本論に入る前に多度神社と多度村について説明しておく。<sup>(11)</sup>

多度神社は、養老山地の南端に位置する多度山の麓に鎮座する神社である。創祀時期は不明であるが、雄略天皇の時代に社殿が創建されたと伝わる。延喜式内社(名神大社)で、主祭神は「多度神」と呼称されていた天津彦根命である。<sup>(12)</sup>中世には「多度権現」・「多度大明神」とも呼ばれ、軍神としても著名であつたらしい。

境内には天津彦根命を祭る本宮のほか、天目一箇命<sup>(あめのひとつのみこと)</sup>を祭る別宮の一目連神社、そして市杵島姫命<sup>(いちきしまのひめのみこと)</sup>を祭る美御前社<sup>(みごひら)</sup>など数社の摂末社がある。とりわけ、一目連神社の祭神は風雨を司る神として知られ、<sup>(13)</sup>降雨はもちろん、五穀豊穡・海

上安全といった幅広い事柄に靈験があるとされた。

また、伊勢国一宮といえ、鈴鹿郡の椿大神社が比定されてきたが、研究の進展により、少なくとも中世前期においては、多度神社が一宮であったことが明らかとなっている<sup>(14)</sup>。

このほか、神宮寺が存在したことも特筆される。延暦七年（七八八）の成立とされる『多度神宮寺伽藍縁起并資材帳』が残存しており<sup>(15)</sup>、これを見ると、当時、広大な伽藍と多くの寺領を有していたことがわかる。この神宮寺は、宝雲寺と呼ばれて戦国期まで存続し、天文二年（一五三三）の時点では、多度山内に六十九坊もの末寺があった<sup>(16)</sup>。

右のように古代以来、勢力を誇った多度神社・神宮寺であったが、織田信長による長島一向一揆攻めに際して灰燼に帰し、壊滅的被害を受けたという<sup>(17)</sup>。近世の同社は、後述する桑名藩主本多忠勝による再興から新たに出發することになるのである。

多度村は、多度神社の膝下にひろがる桑名藩領の農村で、宝永八年（一七二二）四月の明細帳には、人口一六〇人、家数三四軒、村高一二二石余とある<sup>(18)</sup>。近隣の村々は、上げ馬神事・流鏑馬神事が執り行われる五月の例祭に様々な形で奉仕したが、多度村も同様であった<sup>(19)</sup>。社家と桑名藩との上申・下達のやりとりは、基本的に同村の庄屋を介して行われている<sup>(20)</sup>。

以上を踏まえ、第一章で社家と神宮寺を確認し、第二章で経営の基盤となる社領を明らかにする。そして、第三章において、小串氏による布教活動と信仰の伝播を浮き彫りにしたい。なお、引用した史料の漢字は現在常用の字体に改めた。また、傍注・読点・中黒・返り点は、すべて筆者が付したものである。

## 一 多度神社の社家と神宮寺

本章では、基礎的な作業として多度神社の社家と神宮寺について整理する。

近世の同社の運営を担ったのは小串氏・平野氏の両社家と、法雲寺という神宮寺であった。本稿で主な対象とする小串氏を中心にそれぞれ見てゆきたい。

なお、小串氏と平野氏のほかに、下社人として三家（伊藤五郎大夫・平野八郎大夫・平野七郎大夫）が存在したようであるが、これらについては不詳である。

### (1) 小串氏

小串氏は、多度神社の神主職を世襲した社家である。<sup>(22)</sup> 近世には後述する平野氏とともに社前に屋敷を構えていた。

中世の同氏については、岡野友彦氏による成果がある。<sup>(23)</sup> これによると、もともと東国御家人であった小串氏は室町幕府奉公衆となり、多度周辺に勢力を扶植するなかで多度神社との関係を深め、その衆僧・社家になったとされる。永禄十二年（一五六九）三月には、「多度郷五社権現祠官小串重元」という人物が京都の吉田家と接触していたことが確認でき、<sup>(24)</sup> 近世に連続する社家の成立は、少なくともこの時期まで遡るとみて大過ないであろう。

とりわけ、長島一向一揆攻めの時には、

天正武年戊五月、小田信長公依<sub>レ</sub>命、滝川左近将監一益北伊勢乱軍之兵火二罹り御社頭・宝庫悉及二回禄一、神宝并社伝之旧記、次二<sub>者</sub>小串家之旧記・系図等至迄悉焼失仕候、其節小串先祖忌部詮重・同嫡重亮従二火中一

大神宮・一目連之御正体御神鏡・御神劍奉<sub>レ</sub>抱、漸上肱江村迄逃退、暫ク此地居住仕候、今以上肱江村二住れ屋敷共、小申屋敷共云地名残居申候、然共北勢乱軍事故、此地之住居も無<sub>二</sub>心元<sub>一</sub>

御正体之尊靈<sub>江</sub> 遷座候場所奉<sub>レ</sub>伺候二、不思儀成哉、其夜小申詮重親子同様蒙<sub>一</sub> 靈夢、夫より早速農州赤坂二立退、暫此地二住居仕候、其後追々北勢靜謐之世二相成、依<sub>レ</sub>之又々多度郷唐櫃石之上二小祠造営シ、相殿奉<sub>二</sub>遷座<sub>一</sub>鎮座、式日之御饌も此所二奉<sub>二</sub>献備<sub>一</sub>、弥大切守護仕候、誠二以天正式戊年<sub>者</sub>慶長拾年迄<sub>者</sub> 御社頭も哀腐被

レ為<sub>レ</sub>及、憐成御焼失と詮重・重亮其頃落涙仕候段、今以申伝候儀二御座候、

とあるように、<sup>(25)</sup>小申詮重と重亮が火中から神体を持ち出し遷座させたという。また、その後、多度郷に戻り本多氏による再興までの間、「小祠」を造営して守護したとある。このような由緒もあつて、同氏は神社内において主導的な地位を保持した。

吉田家との関係は近世中期には途絶えていたらしく、宝暦年間に起きた相論<sup>(26)</sup>（以下、宝暦相論と記す）を契機として吉田家の配下となり、小申吉延が宝暦十年（一七六〇）六月十一日に風折烏帽子・狩衣の神道裁許状を得て、<sup>(27)</sup>同月二十一日には従五位下山城守に叙任されている。<sup>(28)</sup>

近世後期になると、伏見御所（伏見宮家）との関係が生じ、小申氏は同宮家のために祈祷を実施した。邸内には多度神社が勧請されていたらしく、その分社（邸内社）の神事も執り行っていた。<sup>(29)</sup>寛政二年（一七九〇）六月に代拝があつた際に「館人」を希望し、<sup>(30)</sup>文政四年（一八二二）十月には「家来」となることが許されている。<sup>(31)</sup>

小申氏は多度神社に奉仕したほか、**【表1】**のように周辺農村に持分とする「小社」がいくつか存在した。さらに、安永四年（一七七五）七月からは、桑名藩の命により員弁郡内の十四か村に所在する二十二社を兼帯社としている。<sup>(32)</sup>後述する法雲寺が檀那寺であつたが、寛政九年（一七九七）十一月に当主と嫡子の離檀が認められた。<sup>(33)</sup>

【表1】「小社」持分一覽

No.	神社名	所在	持分	備考
18	春日社	力尾村	平野右馬大夫持	
17	山神社	猪飼村	平野右馬大夫持	
16	高塚社（祭神大山祇）	猪飼村	平野右馬大夫持	
15	伊子古大人社	猪飼村	平野右馬大夫持	
14	山神社	北猪飼村	平野右馬大夫持	
13	塩満社（祭神住吉明神）	北猪飼村	平野右馬大夫持	多度附末社之内
12	諏訪明神社	北猪飼村	平野右馬大夫持	
11	山神社	大久保村	平野右馬大夫持	
10	田宮神社	大久保村	平野右馬大夫持	
9	春日社	大久保村	平野右馬大夫持	
8	山神社	小山村	平野右馬大夫持	
7	小山神社（大山祇神、八幡宮卜称）	小山村	平野右馬大夫持	
6	林崎社	小山村	平野右馬大夫持	多度附末社之内
5	八龍社	東小山村	法雲寺持	
4	山神社	東小山村	法雲寺持	
3	天王社	東小山村	法雲寺持	
2	星川神社（星川建彦宿祢命、今神明卜称）	星川村	平野右馬大夫持	
1	船附社	肱江村	小串右衛門大夫・平野右馬大夫持	

19	山神社	力尾村	平野右馬大夫持	
20	天社	袖井村	平野右馬大夫持	多度附末社之内
21	塩干社	袖井村	平野右馬大夫持	
22	内母社	上之郷村	小串右衛門大夫・平野右馬大夫持	
23	香取大明神・神明社	香取村	小串右衛門大夫・平野右馬大夫持	
24	多度神社（阿賀多大明神相殿）	上之輪村	小串右衛門大夫・平野右馬大夫持	
25	一目連	福本神田	小串右衛門大夫持	
26	岡本神社・野代神社・神明・白山・山王・春日	野代村	平野右馬大夫持	多度附末社之内
27	八幡宮	美濃国石津郡太田新田	平野右馬大夫持	
28	一目連	美濃国石津郡万寿新田	平野右馬大夫持	

「村々小社多度持方之分」（整理番号B-1三五）・「宝曆年中神社御改帳扣」（整理番号E-1五〇）をもとに作成。

## （2）平野氏

平野氏については、中世以前の動向は不明である。同氏が宝暦年間に作成した由緒には「上代分累代之神職」とある。史料上では、少なくとも寛永年間（一六二四～一六四四）には社家として存在していたことが確認できる。<sup>(35)</sup> もともと禰宜職（神楽役）<sup>(36)</sup>であったが、宝暦相論を経て神主職となった。<sup>(37)</sup> また、小串氏と同じくこの相論を契機に吉田家の配下となり、叙任を受けている。<sup>(38)</sup>

前掲【表1】を見れば明らかのように持分とする「小社」が多く、周辺農村における神事にも深く関与したと考えられる。



### (3) 法雲寺

法雲寺は多度神社の神宮寺で、その住持は社僧として仕えた。戦国期まで存在した神宮寺と寺号が類似しているが、実は寛永六年（一六二九）に桑名藩主の松平定行によって別宮の愛宕社とともに建立されたものであるとされる。<sup>(39)</sup>元禄十一年（一六九八）三月に神仏習合の立場から多度神社を説明した由緒書を作成しているように、<sup>(40)</sup>近世の同寺は古代から連続する神宮寺であることを主張した。

神社内での地位は次第に上昇したらしく、近世前期には社領の配分から除かれていたにもかかわらず、<sup>(41)</sup>正徳三年（一七一三）からは、後掲【表3】のように社領十五石のうち、小串氏と並ぶ四石五斗が割り当てられるようになってくる。

宝暦相論においては、「別当」を称することが問題視され、「多度大神宮真言別院」を称することになったが、御室御所（仁和寺）の權威を用いて巻き返しをはかり、「別当」号の使用が認められた。また、これを契機として御室御所の直支配となっている。<sup>(42)</sup>

布教活動をめぐって両社家と競合する場合も存在し、寛政十三年（一八〇二）二月には一目連神社の御守を配布したとの嫌疑を受け、先例が無く授与しない旨の証文を両社家に提出している。<sup>(43)</sup>

## 二 近世の社領とその変遷

本章では、近世の多度神社の社領について検討する。

近世の桑名藩は、慶長六年（一六〇二）に本多氏が十万石で入封したことに始まり、その後、たびたび藩主家の入れ

替わりがあった。では、多度神社の社領に変化は無かったのであろうか。史料的な制約もあるが、できる限りその実態を押さえておきたい。

慶長六年正月に桑名藩主となつた本多忠勝は多度神社の再興を命じ、慶長十年十一月三日には新しい社殿が完成している。そして、この時、社領の寄進も行われた。<sup>(4)</sup>

左は慶長十年の発給とされる文書である。<sup>(5)</sup><sup>(6)</sup>

已上

中書様為ニ御立願一 多渡権現へ御神領高拾石自ニ当年ニ可レ被レ進レ之ニ候、其上多渡郷中御普請役被レ成ニ御免一之旨ニ候、弥 御神前御掃除已下油断有間敷候、謹言、

二月廿八日

石川左京亮

慶清 (花押)

松下河内守

之 (花押)

佐野雅楽助

直成 (花押)

梶淡路守

勝重 (花押)

多渡

禰宜衆

二月二十八日付で奉行人と推測される梶勝重たちから「多渡 禰宜衆」宛に出されている。内容としては、忠勝に何らかの立願があり、十石を寄進するとともに多度郷中の普請役を免除するというものである。このように社殿の完成の前に社領の拡充がなされたと考えられる。

同年八月十二日に作成された「桑名領在々知行目録」は、領内の村高を書き上げたものであるが、その末尾に、都合拾万六拾八石七斗

此内貳拾五石 田戸権現領自分二付ケ申候、

との記載がある。<sup>(47)</sup>ここから、合わせて二十五石の社領があったことがわかる。

そして、次の藩主の本多忠政は、慶長十六年（一六一二）正月に、<sup>(48)</sup>

田戸社領之事

一、拾五石、 東肱上村内

右令ニ寄進一者也、

本多美濃守

忠政御書  
判

亥

正月十七日

多戸

禰宜衆

とあるように十五石を寄進し、<sup>(49)</sup>さらに元和二年（一六一六）九月にも、

多渡社領事

一、拾五石者、 小山内

右如<sup>レ</sup>件、

本多美濃守忠政

黒印

元和二年九月十一日

神主殿

として十五石を加えている。<sup>(50)</sup> これら二回と同日には桑名郡桑名の春日神社（現 桑名宗社）にも社領が与えられており、<sup>(51)</sup> 領内の主要な寺社に対して寄進が行われたものと考えられる。

右から、この時期の多度神社には合計で五十五石の社領があったと推測される。

元和三年（一六一七）、本多氏に代わって久松松平氏の松平定勝が十一万石で入封する。社領がどのようになっていたかは、関係する史料も無く不詳である。

その後、寛永十二年（一六三五）になると、定勝の三男である松平定綱が十一万三千石で新たに入った。これに際して社領の再給付が実施されたらしく、

多度権現領之事

田嶋<sup>武町</sup><sub>三反歩</sub>者、任<sup>二</sup>先規<sup>一</sup>被<sup>二</sup>寄附<sup>一</sup>畢、全可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>修納<sup>一</sup>并四至<sup>マコ</sup>傍尔之内山林・竹木不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>他妨<sup>一</sup>者也、仍執達如<sup>レ</sup>件、

蜂屋弥兵衛

成政判

寛永十二年

十一月廿一日

伊藤三郎左衛門

貞次判

神主

右衛門大夫殿

右馬大夫殿

とあるように、同年十一月二十一日付で「田畠<sup>(32)</sup>三反歩」を与える旨の文書が発給されている。これは本多忠政の時代に寄進された三十石の替地として多度村内で与えられたもので、社家の小串氏と平野氏で折半して分配されたという<sup>(33)</sup>。この他の社領が認められた形跡は無く、全体としては本多氏時代より削減されてしまったといえよう。

文書の形式を見ると、藩主の判物や黒印状では無いため、この社領は格式の下げられた除地であったと考えられる。以降、判物や黒印状の発給は確認できない。

ところで、これ以外にも社領に準じるものとして、一部の田畑を「神領田」として寄進することが行われている。松平定勝の時代から始まっており、宝永七年（一七一〇）に松平定重が転封するまでの間に【表2】のようにたびたび与えられた。

【表2】「神領田」の寄進一覽

年月日	藩主	所在	田畑	石高
元和七年（一六二一）	松平定勝	金廻村	上田五反五歩・中田二六歩	高六石五斗余
元和九年（一六三三）	松平定勝	東福永村・西福永村	上田一反七畝一〇歩・中田五反七畝四歩	高九石一斗余
寛文元年（一六六一）	松平定重	上之輪村中江新田	下田八反六畝二八歩	高九石二斗九升一合
不明	松平定重	大鳥居村庄九郎新田	中畑六畝二八歩	高七斗一升一合五勺

「宝暦十年社中及出入候節二條御殿江差上候願書控」（整理番号B-137）・「勢州桑名郡多度村式内多度大神宮覚書扣」（整理番号E-149）をもとに作成。

宝永七年、奥平松平氏の松平忠雅が十万石で入封する。この奥平松平氏の時代の社領に関しては、文化十一年（一八二四）二月の「御家中分限帳」に、

多度神社 高拾五石

米拾石五斗御祭礼入用

一目連社 高五石

寛政六寅年々

との記載が存在し<sup>54)</sup>、合計で二十石の社領が認められていたことが確認できる。右は【表3】のように分配されていたといふ。

寛政六年（一七九四）から一目連神社に対して五石が加えられているが、これは同年に早魃が発生した際に、藩主松

平忠和による雨乞いの立願によって寄進されたものである。<sup>(55)</sup>

「米拾石五斗御祭礼入用」とは、例祭の神事料として藩から与えられた米を指す。<sup>(56)</sup>

また、文化十一年（二八一四）三月成立の「勢州桑名郡多度村式内多度大神宮覚書扣」には、

一、高拾五石 松平下総守様御寄附、

右<sup>右</sup>御所替後、正徳三巳年多度村納米之内、米二<sup>而</sup>御渡

被<sup>レ</sup>成候事、

一、高五石 右同断、

右<sup>右</sup>寛政六年寅八月廿一日下総守忠和様御寄附、多度村御納米之内二<sup>而</sup>御渡被<sup>レ</sup>成候事、

とある。<sup>(57)</sup> 正徳三年（一七二三）以降、特定の土地を社領とすることは無くなり、多度村の納米のうちから社領に相当する分を支給する方式に切り替えられたことがわかる。

久松松平氏の時代に与えられていた「神領田」については、転封にともなって所在の村が幕領となったところもあったが、引き続き所持が認められている。

最後に、文政六年（一八二三）、久松松平氏の松平定永が十一万三千石で入った。藩とのやりとりを小串氏が記録した「御城主越中守様・忍御城主下総守様 御用記」を見ると、

一、<sup>(文政六年)</sup>同年十二月、先御城主下総守様御附渡之通、高式拾石并御神事米共被<sup>二</sup>下置<sup>一</sup>、（後略）、

とあって、奥平松平氏時代の二十石が維持されたことが確認できる。以降、変化なく明治初年まで継続する。なお、武<sup>(58)</sup>

【表3】 神領の配分

杜家・神宮寺	多度神社(本宮)十五石	一目連神社五石
小串氏	四石五斗	一石五斗
平野氏	三石五斗	一石五斗
下社人三人	二石五斗	一石
法雲寺	四石五斗	一石

「歳々記録（多度大社の由緒書、乍恐口上の写など）」正徳三年条・寛政六年七月四日条（整理番号B-1317）をもとに作成。

蔵国忍藩主となった奥平松平氏は、転封後も多度神社との関係の継続を希望し、毎年、金五両を与えることを約している。<sup>(39)</sup>  
ここまで社領の変遷を追ってきた。格式や石高の変更がたびたび行われていたことが浮き彫りとなった。社家にとつて社領は重要な収入源であったが、藩主家の交代により削減される可能性が常に存在していたのである。

多度神社の場合、奥平松平氏によつて十五石とされた正徳三年から五石が加えられる寛政六年までの期間（一七一三～一七九四）は、社領が特に減少した時期であるといえる。第三章で述べるように、社家による布教活動は十八世紀前半から活発化するが、この背景には右のような社領の減少という事態があつたと考えられる。

### 三 小串氏の布教活動と信仰の伝播

本章では、多度神社で行われていた布教活動について小串氏を事例として検討する。

同社の布教活動は小串氏と平野氏によつて担われた。活動の中心となつたのは、配札（廻檀）・祈祷（神楽の実施を含む）・勧請である。以下、信仰の広がりの様相にも目配りしつつ、その実態を明らかにしてゆきたい。

#### （1）十七世紀

前述したように多度神社は十七世紀初頭に再興を果たす。社家たちによる布教活動がこの頃まで遡るかどうかは、関連する史料も残存しておらず不明である。

宝永七年（一七一〇）五月十六日付で小串右衛門大夫・平野右馬大夫が作成し、桑名藩の横目中に提出した「覚」には、

一、古来之御神領田・旦那所・散銭等先世之通ニ被レ為ニ仰付ニ候事、



とあり、配札を行う「旦那所」(檀那所)<sup>(60)</sup>が存在していたことがわかる。ただ、これ以前の十七世紀ではまったく確認できず、社家たちが積極的に配札を行っていたとは想定できない。

次に、多度神社とその祭神への信仰については、断片的にその様相を知ることができる。

寛永二十年(一六四三)十二月二十一日付の左のような文書が現存している。<sup>(61)</sup>

多度権現奉<sub>レ</sub>上金子之<sub>レ</sub>覚

一、金子拾両

右<sub>者</sub>高須輪中小笠原主膳正領地之内、坡<sub>杖</sub>為<sub>レ</sub>堅<sub>三</sub>固<sub>一</sub>、当夏中立願被<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候通是<sub>レ</sub>指上候、以<sub>二</sub>御<sub>一</sub>神力<sub>一</sub>塘<sub>杖</sub>杖<sub>杖</sub>無事安泰之所、主膳正難<sub>レ</sub>有被<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存候、以上、

寛永貳拾年

小笠原主膳内

癸未

常葉六郎左衛門

極月廿一日

伴与惣兵衛(印)

福井新左衛門(印)

多度

(後欠)

美濃国石津郡高須輪中(現 岐阜県海津市海津町・平田町)を領地としていた高須藩主小笠原貞信<sup>(62)</sup>が、立願成就の謝礼として金子十両の奉納を行っている。ここから、坡塘や垠樋の守護に靈験があると認識されていたことがわかる。

また、多度神社への奉納物のうち十七世紀に納められたことが判明するものをまとめると【表4】のようになる。一見して明らかのように、奉納者は桑名や近隣農村の人々に限られている。

【表4】多度神社への奉納物（十七世紀）

奉納年月日	奉納物（銘）	奉納者
慶安二年（二六四九）十二月吉祥日	太刀（不明）	桑名家中久徳治郎左衛門宗氏
寛文四年（二六六四）十一月吉祥日	不明（勢州桑名住盛国）	小山村伊藤伝左衛門尉実次
延宝三年（二六七五）六月吉日	太刀（千子正重）	香取村水谷平兵衛
延宝四年（二六七六）五月朔日	太刀（無名）	香取村堀田金左衛門之忠
天和二年（二六八二）	劍（不明）	桑名加藤氏
天和三年（二六八三）	劍（尾張住源貞利）	不明
貞享三年（二六八六）五月五日	鉾（不明）	桑名鬼嶋与次右衛門尉嘉久

〔桑名御城主御代々様御用日記并大吉万福諸檀那覚日記〕（整理番号C1四八）・「多度太神宮御本宮神宝扣」（整理番号C1七）をもとに作成。

以上から、特に揖斐川沿いの地域において信仰を集めていたことが確認できる。当該期においては、社家たちの活動もこの地域の人々を主な対象とするものであったと考えられる。

さらに、近世中期に成立したと推定される桑名に関する記録「旧記」をみると、宝永四年（二七〇七）十月四日に起きた宝永地震に関連して左のようである。<sup>(63)</sup>

一、多度大神宮御山ハ決り不<sub>レ</sub>申候、

一、桑名も大地震の跡津波参申候へ共、多度大神宮一目連昼夜海辺<sub>江</sub>御出御苦勞被<sub>レ</sub>遊候故、御領内何事も御坐な<sub>く</sub>候、偏大神宮一目連御蔭と町中相悦皆々参詣仕候、其後小地震度々決り申候、

近世の地域大社と社家の布教活動（谷戸）

このように津波が襲った際、祭神の力によつて被害が発生しなかつたと信じられていたのであり、同社は藩領内を守護する存在として認識されていたといえる。慶長十年（一六〇五）の再興の際に作成された棟札に「桑名郡北面鎮守」との文言があることから、これは十七世紀初頭まで遡る認識と見て大過無いであろう。

## （2）十八世紀

十八世紀になると、社家による布教活動が活発化する。具体的には、尾張国知多郡や美濃国武儀郡といったやや離れた地域での活動が行われるようになり、さらに、依頼者の希望に応えて太々神楽が実施されるようになる。

まず、布教活動の展開については、尾張国知多郡小鈴ヶ谷村（現 愛知県常滑市小鈴谷）における雨乞いの実施に関して検討した松下孜氏の成果が参考となる。同氏は元禄年間から文政年間までの約百四十年間にわたる村入用帳を収集し、雨乞いの事例を分析している。

右によると、

①小鈴ヶ谷村と多度神社との関係が確認できようになるのは、「多度禰直」に二百文を支払った宝永三年（一七〇六）が最初である。これは知多郡と同社との関係を示す事例としても最古である。

②この初穂料は、延享三年（一七四六）の記載に「多度雨乞 小串右衛門太夫遣ス」とあることから、雨乞いに關連して小串氏に支払われたものと考えられる。さらに、寛政八年（一七九六）以降、「多度社家廻り」との記載が散見されることから、配札が行われていた可能性が高い。

とされる。特に十八世紀に注目すると、宝永三年・宝永四年・宝永七年に支払いがあつた後、いったん記載が無くなるが、享保七年（一七二二）から再開し、以降、ほぼ毎年、支払いが行われるようになっていく。

つまり、知多郡のような離れた地域での活動は、十八世紀初頭に行われ始め、享保年間に定着したと指摘できよう。  
宝暦八年（一七五八）に江戸で出版された奇談集「齊諧俗談」に、

○一目連いちもくれん

伊勢、尾張、美濃、飛驒の四ヶ国にて、不時に暴風吹来りて、大木を倒し巖を崩し、民屋を破る事あり。然れども唯一路ひとぢにして、他の所を吹ず。是を一目連いちもくれんと名付て神風とす。則伊勢国桑名郡多度山に一目連の祠をまつる。（後略）。  
<sup>(66)</sup>とあるように、伊勢国などの国々では、突然、発生した暴風を「一目連」と呼び、神風とする習俗があったことが載せられている。よって、少なくとも四か国においては同社や祭神への信仰がもともと存在していた可能性が高い。右の習俗や信仰が短期間で形成されたとは考え難く、やはり十七世紀以前に遡ると理解した方が妥当であろう。社家たちは、このような既存の信仰を足がかりとして配札先を広げていったと推測される。

十八世紀半ばに配札が行われていた地域に関しては、雨乞いの祈願元から推定しておきたい。

延享四年（一七四七）七月、近年に稀な日照りとなつたため、桑名藩主松平忠刻から雨乞いの祈祷が命じられた。また、

同延享四丁卯七月之日でり二桑名横郡不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>残雨乞有<sub>レ</sub>之候、以上、

とあるように、<sup>(67)</sup>桑名郡すべての村々が雨乞いを祈願したとされる。そして、この時、同じく祈願のため、「遠方」から参拝に訪れたという村々を整理すると【表5】のようになる。

ここから、当該期には、尾張国知多郡や美濃国本巢郡などが配札先となつていたと推測できる。よって、十七世紀段階と比べて活動の対象となる地域が拡大したといえる。おそらく、前述した小鈴ヶ谷村の事例のように、社家たちによって新たに開拓されたものであろう。

【表5】延享四年七月、「遠方」からの雨乞い一覧

雨乞いの祈願元	所在	奉納額	備考
上真桑井組	美濃国本巣郡	金一分	
水海道村	美濃国厚見郡	金一分	
知多郡長草村	尾張国知多郡	金一分	
知多郡久村	尾張国知多郡	金一分	
岩屋村・大どまり村 <small>(岩屋村は(高橋寺村?))</small>	尾張国知多郡	金一分	
知多郡うしけ村 <small>(うしけ村?)</small>	尾張国春日井郡	金一分	
知多郡本地村	尾張国愛知郡	錢一貫文	
知多郡東大高村	尾張国知多郡	錢一貫文	
尾州東福田村	尾張国海東郡	錢五〇〇文	是雨ふり御礼ニ錢壹貫文持參被致候
尾州海西郡蜷新田	尾張国海西郡	初尾錢一貫文	御礼に蜷新田今被參候

「殿様より雨乞御祈禱寛帳」(整理番号B141)をもとに作成。

では、十八世紀後半では、小串氏の配札先(檀那所)はどのようになっていたのでしょうか。【表6】は、この時期に作成された同氏の檀那帳である。部分的にしか残っていないため全容を示すわけではないが、おおよその分布を捉えることができるものと思われる。なお、No.1が現存するなかで最古の檀那帳である。

【表6】小串氏の檀那帳（十八世紀）

No.	作成年月日	史料名	手代	記載内容
1	安永七年（二七七八） 四月吉辰	尾張海東郡・愛知郡・春日郡、 美濃山片郡、伊勢朝明郡・ 三重郡、尾州・美濃、伊勢 檀中帳	後藤弥左衛門	尾張国海東郡一か村・愛知郡五か村・春日井郡一九か村（ほか坂下宿一か所）、美濃国山県郡四か村（うち一か村は墨消）・不破郡一か村、伊勢国朝明郡四か村・三重郡五か村
2	安永八年（二七七九） 三月吉日	四日市町方・楠之郷中・白 子并二在・龜山在中御檀方 扣帳	後藤弥左衛門	伊勢国三重郡一〇か村（ほか四日市一か所）・河曲郡四か村・奄芸郡二六か村（ほか白子一か所）・鈴鹿郡四二か村（ほか田野宿一か所）
3	天明三年（二七八三） 三月吉日	尾州知多郡御檀那扣帳	山本長大夫・ 後藤弥左衛門	尾張国知多郡六八か村
4	天明五年（二七八五） 五月吉日	愛知郡・春日井郡・丹羽郡・ 葉栗郡・海東郡檀中扣帳	松田大隅	尾張国愛知郡一八か村・春日井郡八か村・丹羽郡二七か村・葉栗郡一四か村・海東郡五か村、伊勢国桑名郡五か村（ほか長嶋町一か所）・朝明郡三二か村
5	天明六年（二七八六） 四月日	濃州羽栗郡・各務郡・厚見 郡・山県郡・武儀郡・加茂 郡御旦所扣帳	後藤弥左衛門	美濃国羽栗郡四か村（うち二か村は墨消）・各務郡二か村（うち一か村は墨消）・厚美郡一か村（墨消）・山県郡三か村・武儀郡四か村・加茂郡九か村（うち一か村は墨消）

〔尾州勢州濃州檀廻帳〕（整理番号B1四六）をもとに作成。

右を見ると、北勢地域だけではなく、尾張国や美濃国の一部において、広く配札を展開していたことが確かめられる。特に、No.2の末尾には「新旦方」として春日井郡内の上飯田村などの八十軒余が書き足されており、これは配札先の開拓が積極的に行われていたことを端的に示している。

また、配札先となった村々では勧請が行われたようである。例えば、美濃国武儀郡横越村（現 岐阜県美濃市横越）は、

寛政十一年（一七九九）三月二十九日に「天水待之処<sup>(68)</sup>」<sup>(68)</sup>而、照統候節者五穀等もミのりあしく」として「田地中高地之所」に分社を創建することを小串氏に希望している。このように分社が建てられることで、多度神社と村々との関係はより強固なものとなっていたことが予想されよう。

ところで、明和七年（一七七〇）七月には多度神社の知名度を高める事件が起きている。それは十八日の夜、空に光物が出現し、多度山に落下したというものである<sup>(69)</sup>。京都に住んでいた国学者の建部綾足によると、西から北東に向かって飛んで行くのを多くの人が目撃し、評判になっていったという。さらに、桑名から来訪した人から、一目連神社の祭神は「生ける神」であり、光物の正体が同神であるとの話を聞いたとしている<sup>(70)</sup>。

【表7】熱田神社の社家方

御師	林參太夫
神楽方	栗田順司
神楽方	鏡味和太夫
神楽方	鏡味水用太夫
神楽方	栗田大輔
神楽方	大原種太夫
神子衆	お津名女
神子衆	お花瀬女
神子衆	お登見女

「太々御神楽祈禱用記」（整理番号B-1-14）をもとに作成。

これにより同社は、神威を盛んに発する神を祭る神社として巷間で知られるところとなったと考えられる。

次に、太々神楽に関しては、天明三年（一七八三）九月に桑名の住人から依頼があったことが発端である。小串氏の屋敷において実施されたのであるが、単独で太々神楽を行うことができなかつたらしく、神楽役を尾張国熱田神社（現 熱田神宮）の社家たちに依頼している【表7】。彼らには「御礼金七両二分、御祝儀百疋」が支払われた<sup>(71)</sup>。

実施に際しては、小串氏は太々神楽の手順・供物などを取り決めた「太々神楽式」を作成しており<sup>(72)</sup>、太々神楽の依頼に対応すべく祭式が整えられたことがわかる。なお、平野氏も寛政九年（一七九七）四月に太々神楽を実施している。この時は「平野家方太々御神楽、尾州名古屋・同国熱田・三州岡崎、其外所々右持寄太々神楽ヲ会立」とあるように、各地の神楽を集めたという<sup>(73)</sup>。

このように熱田神社などの神楽を取り入れる形で太々神楽が整備され、以降、社家たちによって行われるようになるのである。

### (3) 十九世紀

十九世紀になると、社家たちは遠隔地に進出する機会を得て、そこにおいて布教活動を展開する。さらに、知名度の上昇により勧請や祈禱も各地から依頼されるようになった。これらにより江戸や武蔵国忍藩領といった遠く離れた地域の人々が信仰を寄せるようになる。

まず、江戸において信仰が広がるきっかけとなったのは、下谷三味線堀（現 東京都台東区小島）にあった桑名藩下屋敷に一目連神社の分社（邸内社）が創建されたことが関係している。

文政五年（一八二二）二月十七日に桑名藩から勧請が命じられると、小串氏と平野氏が出府し、五月朔日に神事が執り行われた<sup>(75)</sup>。この目的は下屋敷の「火災除守護神」、つまり、屋敷神とするためであったが、毎月朔日には参拝のため公開された<sup>(76)</sup>。その存在は広く喧伝されたらしく、両社家が祭神の神徳・靈験を記した略縁起（伊勢国桑名郡多度大神撰社 一目連大神霊現略記）を、桑名藩瑞籬講の人々が板行している<sup>(77)</sup>。

ここへの信仰は、江戸の桑名藩士だけではなく近辺にも浸透してゆき、文政七年三月には町人たちによる万人講と称される講が存在し【表8】、配札の対象となっていたことが確認できる。

天保九年（一八三八）に出版された江戸の年中行事を紹介した「東都歳事記」にも記述があり、江戸において著名な存在になっていたようである。例えば、同十五年五月には、志村昌寿という人物の門人たち十三名（浅草や下谷に居住）が算額を奉納している<sup>(78)</sup>。



【表8】「万人講」の講員一覧

No.	居所	名前	備考
22	千住四丁目	石原喜左衛門	
21	八丁堀亀井町	明石屋喜兵衛	
20	西久保神谷町	牧野甚太郎	
19	築地小田原町	伊勢屋卯八	
18	南伝馬町一丁目	越後屋新介	
17	京橋具足町	大工卯兵衛	
16	中橋桶町一丁目	大工和助	
15	京橋五郎兵衛町	遠州屋吉平	
14	京橋五郎兵衛町	伊せ屋作兵衛	
13	京橋壘町	万屋伝六	
12	京橋五郎兵衛町	遠州屋長左衛門	
11	銀座三丁目	飭屋金藏	
10	京橋水谷町	中川彦右衛門	
9	神田紺屋町	乗物屋三郎右衛門	
8	通新石町	万屋平兵衛	
7	神田鍋町	大坂屋新兵衛	
6	神田皆川町	瓦屋利兵衛	
5	鉄炮町大通り	丸屋文右衛門	
4	白銀町一丁目	三川屋権七	
3	石町四丁目	小堀屋九兵衛	
2	本町四丁目	伊勢屋七郎右衛門	
1	本町三丁目	鳥飼和泉	

No.	居所	名前	備考
44	神田三河町四丁目	森村弥平治	
43	芝口一丁目	上田屋三郎衛門	
42	神田新石町	桶屋源兵衛	
41	京橋因幡町	八百屋清九郎	
40	神田皆川町	指物屋儀右衛門	
39	神田鍋町	鍛冶屋九右衛門	
38	日本橋通一丁目	伊勢屋又八	
37	三河町式丁目	万屋源兵衛	
36	稲毛村	上田屋伊助	
35	深川八幡前	家主良助	
34	新橋瀧山町	万屋新七	
33	七橋二葉町	住吉屋金藏	
32	本八丁堀二丁目	伊賀屋小三郎	
31	本八丁堀一丁目	森屋長十郎	
30	神田鍋町	大坂屋惣右衛門	
29	台町三丁目	二文字屋弥七	
28	大伝馬町二丁目	伊勢屋茂八	
27	浅草諏訪町	紅屋勘藏	
26	よし町河岸	竹村屋要介	
25	両国米沢町	鮎屋利右衛門	
24	八王子	炭屋半五郎	
23	北相川	大野庄八	

66	記載なし	伊勢屋仁兵衛	
65	記載なし	仙台屋戸右衛門	
64	記載なし	太田儀右衛門	
63	記載なし	福島七郎右衛門	
62	記載なし	越後屋十兵衛	
61	記載なし	松川屋八郎兵衛	上総屋万右衛門屈
60	記載なし	加賀屋文右衛門	
59	記載なし	同吉右衛門	
58	記載なし	遠州屋喜太郎	
57	記載なし	越後屋佐助	
56	記載なし	同金八	
55	記載なし	同小兵衛	
54	記載なし	同吉兵衛	
53	亀井町	上総屋万右衛門	
52	本石町	日野屋茂右衛門	
51	白銀町	川嶋平兵衛	
50	神田鍛冶町	伏見屋嘉兵衛	
49	神田佐久間町代地	和泉屋元五郎	
48	神田富永町一丁目	信野屋清兵衛	
47	新橋瀧山町	若狭屋忠右衛門	
46	下谷相生町	大久保屋六右衛門	
45	新白銀町	三河屋伝兵衛	

88	記載なし	上総屋吉五郎	
87	記載なし	出羽屋徳兵衛	
86	記載なし	和泉屋源兵衛	
85	記載なし	内田屋惣兵衛	
84	記載なし	村田屋徳兵衛	
83	神田新シ橋	豆腐屋伊三郎	
82	大和町	新川屋庄兵衛	
81	弁慶橋	三河屋清八	
80	弁慶橋	内田平兵衛	
79	橋本町	伊野屋清右衛門	
78	岩井町	遠州屋又兵衛	
77	今川ばし	川崎屋文治郎	
76	岩井町	万屋源藏	
75	本所林町	太田屋茂兵衛	
74	新吉原湯屋町	家主平八	
73	記載なし	若狭屋惣兵衛	
72	記載なし	梅松屋政五郎	
71	記載なし	大坂屋長治郎	
70	記載なし	石川甫淳	若狭屋忠右衛門屈
69	記載なし	姫路屋長兵衛	
68	記載なし	布施伊右衛門	
67	記載なし	田中平四郎	

「江戸万人講名面之扣」（整理番号B-三四五）をもとに作成。

次に、忍藩領については、文政六年（一八二二）に桑名藩主であった奥平松平氏が同地に転封したことを契機とする。第二章で述べたように、同氏は多度神社との関係の継統を望んだのであるが、藩士たちも同様であって、翌年の五月吉日付で作られた「忍御家中御早穂神帳」には、一五八名（一部、寺院などを含む）が配札先として記載されている。<sup>80</sup>さらに、領内への配札も試みたらしく、同年八月吉日付で持田組（十九か村）・佐間組（二十一か村）・谷郷組（十二か村）・皿尾組（十七か村）・行田町方・熊谷宿の檀那帳（忍御領分御旦方帳）を作成している。<sup>81</sup>そして、文政九年八月には「御家中当御宮 信仰」を理由に勧請が行われ、忍城内に分社が創建されるところとなった。<sup>82</sup>

また、勧請や祈祷に関しても遠隔地からの依頼が確認できるようになる。

勧請の例としては、筑後国御井郡中村（現 福岡県久留米市北野町中）への勧請が挙げられる。天保六年（一八三五）二月、久留米藩士二名（藤重久平・青木平助）と若宮八幡宮大宮司（合原安芸守）が来訪し、一日連神社の勧請を願った。<sup>83</sup>これは久留米藩主有馬頼徳の希望によるものであり、江戸においても、表坊主の高橋栄格を通じて桑名藩主松平定永に依頼が行われている。おそらく、江戸の分社の評判を伝聞し、勧請を企図したのであろう。

勧請に用いられた神幣には「伊勢国多度 一目連大神御神幣水災消除守護所」とあり、水害除けが目的であったことがわかる。神幣は久留米まで運ばれ、同年四月二十九日に新たに創建された社殿への遷座が行われた。

祈祷の例としては、船舶を対象とした祈祷が挙げられる。これは小串氏が依頼に応じて毎月朔日に海上の安全を祈るというものである。ほかにも随時、祈祷を受け付けていたらしい。祈祷の証として依頼者には「船札」が授与された。

この祈祷の開始時期については、小串氏に残された「船札」のひな形が参考となる。<sup>84</sup>その内容から十九世紀前半の作成と推定できる。また、これより以前に船舶への祈祷を行っていた形跡は確認できないことから、多度神社の知名度が上昇するなかで、当該期から小串氏において実施されるようになったものと理解しておきたい。

【表9】は「毎月朔日海上安全御祈祷扣」に載せられた祈祷依頼を天保元年（一八三〇）から同五年までの五年間に絞ってまとめたものである。年によって記載に精粗があるため完全なものでは無いが、おおよその傾向は把握できるものと思われる。

【表9】 祈祷の依頼一覧（天保元年～天保五年）

年		月日		No.	対象	初穂料	授与物	備考
天保元年 (一八三〇)		正月二十五日		1	撰州二つ茶屋浦木屋 宝吉丸、善六船	金一〇〇疋	不明	代参、一宿
		正月二十八日		2	撰州新在家 神龍丸、治郎兵衛船	南鐐一斤	不明	
		正月二十九日		3	紀州富田浦 □宝丸、惣治郎船	南鐐一斤	大札	代参、一宿
		三月十一日		4	紀州富田浦 幸順丸、清治郎船	南鐐一斤	大札	代参兩人、一宿
		三月十二日		5	紀州富田浦 若宮丸、三兵衛船	南鐐一斤	大札	
		三月十九日		6	撰州大石木屋 万丸、三五兵衛船	南鐐一斤	大札	
		閏三月六日		7	駿州沼津 日吉丸、惣五郎船	南鐐一斤	大札	
		閏三月十日		8	撰州新在家兵庫屋 飛龍丸、嘉平治	南鐐一斤	大札	一宿
				9	撰州新在家大和屋 神龍丸、治郎兵衛	南鐐一斤	大札	一宿
				10	紀州富田浦 若宮丸、三兵衛船	南鐐一斤	大札	
				11	撰州鳴尾村 辰威光丸、半左衛門	南鐐一斤	大札	
				12	紀州富田浦 四社丸、弥八船	南鐐一斤	大札	
				13	紀州富田浦 国市丸、清三郎船	南鐐一斤	大札	
				14	紀州富田浦 天神丸、市五郎船	南鐐一斤	大札	

皇學館大学創立百四十周年・再興六十周年記念『皇学論纂』

		年		月日		No		対象		初穂料		授与物		備考	
		天保元年 (一八三〇)		閏三月十日		15		紀州富田浦 虎栄丸、市三郎船		南籾一斤		大札			
		閏三月二十日		紀州富田浦 富栄丸、松之助船		16		南籾一斤		大札					
		閏三月二十五日		撰州大石 観音丸、重五郎船		17		金一〇〇疋		大札					
		四月十四日		紀州富田浦 永徳丸、与平治		18		南籾一斤		大札					
		四月二十六日		紀州富田浦 住吉丸、市治郎		19		南籾一斤		大札					
		五月十一日		撰州神戸 威徳丸、宗吉船		20		金一〇〇疋		大札					
		十月九日		大坂 国市丸、清三郎船		22		南籾一斤		大札				外二一朱茶代、一宿	
				知多郡野間 栄福丸、重蔵船		23		南籾一斤		大札					
				知多郡多屋 神風丸、元治郎船		24		南籾一斤		大札					
				知多郡常滑 福吉丸、文長船		25		南籾一斤		大札				一宿、茶代五朱	
				紀州富田浦 観音丸、利平治船		26		南籾一斤・鳥目二〇〇銅、八月二十七日大風二付、御願解御祈祷料		大札				代参、日帰り	
		十月二十六日		紀州富田浦 安全丸、万治郎船		27		南籾一斤、外一朱御初穂、又二〇疋・一二銅		大札				代参鶴松	
				駿州沼津 日吉丸、惣五郎船		28		南籾一斤		大札				日帰り	
				桑名いせ屋、六兵衛家船		29		不明		不明					
				撰州大石木屋 一力丸、三五郎船		30		南籾一斤		大札				一宿、代参	
		十月二十八日		撰州大石 嘉徳丸、新五郎船		31		南籾一斤		大札				一宿、代参	
		十一月朔日		尾州常滑 金慶丸、伊助船		32		金三朱、御湯立		大札				一朱茶代	

												天保二年 (一八三二)											
四月十日				四月二日				三月十九日				三月七日		二月二十七日		二月十八日		二月十七日		十一月二十一日		十一月二十日	
51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33					
大坂福嶋 住宝丸、半左衛門	摂州大石松屋 弁天丸、伊兵衛	紀州富田浦 住吉丸、市次郎	紀州富田浦 安全丸、万次郎	紀州日比浦 神社丸、栄介船	摂州御影 権現丸、十蔵船	紀州富田浦 虎栄丸、市三郎	紀州富田浦 太宝丸、惣治郎	紀州富田浦 信龍丸、九蔵船	紀州富田浦 同船中	紀州富田浦 四社丸、弥八船	紀州乘 大坂国市丸、清三郎	尾州常滑 富久丸、伊兵衛船	紀州富田浦 松栄丸、松三郎	二番 鶏亀丸（御用船）	摂州御影 弥平治船、神通丸、徳十郎	摂州御影 神吉丸、権十郎船	摂州御影 弥平治船、神力丸、正十郎	紀州富田浦 幸順丸、清次郎船、大坂あし川壱丁目 船掛り、小西新六、代茂七					
一朱	一朱	南鐮一斤	南鐮一斤	一朱	一朱	南鐮一斤	南鐮一斤	南鐮一斤	一朱	南鐮一斤	南鐮一斤	南鐮一斤	南鐮一斤	金二〇〇疋	南鐮一斤	南鐮一斤	南鐮一斤	南鐮一斤					
不明	大札、御供	大札、御供	大札、御供	不明	不明	大札、御供	大札、御供	大札、御洗米	不明	大札、御洗米	大札、御供	大札	大札、御供	不明	大札、御供	大札、御供	大札、御供	大札、御供					
新蔵・安蔵・善吉	一宿、代参、宿料二朱、十介			一宿					御初尾		御代参、一宿	御下ヶ船、御祈祷	代参	婦帆、御代拝川越様				一宿、代参式人、茶代一朱、十月二十一日破船					

皇學館大学創立百四十周年・再興六十周年記念『皇學論纂』

年		月日		No		対象		初穂料		授与物		備考	
天保二年 (一八三一)		六月二十六日		52		撰州西ノ宮 住吉丸、権蔵船		南鐐一斤		大札		代参、兩人一宿、金一朱	
天保三年 (一八三二)		十一月十四日		53		撰州新在家 勇力丸、三吉船		南鐐一斤		大札		代参式人	
		正月元日		54		佐藤孫右衛門船(御用船)		金三〇〇疋		不明		鶏亀丸両船御祈祷	
		正月四日		55		紀州富田浦 幸福丸、清次郎		南鐐一斤		大札		幸順丸事改	
		正月八日		56		遠州掛塚 檀吉丸、権六船		南鐐一斤		大札			
		正月八日		57		駿州沼津 日吉丸、宗五郎		南鐐一斤		大札			
		二月三日		58		知多郡多屋浦 幸久丸、八三郎		金三朱		中札二枚			
		二月三日		59		知多郡多屋浦 宮徳丸、半治郎		金三朱		大札			
		二月十八日		60		撰州大坂藤田 喜龍丸、源左衛門		金三朱		大札		一宿、代参壹人	
		二月十八日		61		撰州大石 一力丸、三五郎		金二朱		大札			
		三月二十一日		62		紀州富田浦 太宝丸、惣治郎		二朱		不明			
		三月二十一日		63		紀州富田浦 虎栄丸、市三郎		二朱		不明			
		三月二十一日		64		紀州富田浦 信龍丸、九蔵		二朱		不明			
		三月二十一日		65		紀州富田浦 永徳丸、与平治		二朱		不明			
		三月二十一日		66		撰州神戸 宝松丸、権大夫		二朱		不明			
		三月二十一日		67		撰州神戸 宝力丸、十大夫		二朱		不明			
		三月二十一日		68		撰州大石 嘉徳丸、新五郎		二朱		不明			
		三月二十一日		69		撰州大石 住吉丸、松大夫		一朱		不明			
		三月二十一日		70		撰州大石 明神丸、半十郎		一朱		不明			

近世の地域大社と社家の布教活動（谷戸）

五月十三日		91	撰州御蔭 金花丸、市左衛門	一朱金	中札	
五月三日		90	撰州御蔭 宝曆丸、連十郎	一朱金	中札	
五月二日		89	撰州御影浦 神通丸、徳治郎	一朱金	中札	
四月二十七日		88	撰州御影浦 神清丸、権八	一朱金	中札	
四月三日		87	紀州富田浦 幸福丸、清治郎	南鐐一斤	大札・御供	立帰り
三月二十八日		86	紀州富田浦 松栄丸、松三郎	南鐐一斤	不明	
		85	紀州富田浦 富栄丸、松之介	南鐐一斤	不明	
		84	撰州大石浦木屋 大徳丸、権大夫船	南鐐一斤	不明	泊
		83	撰州二つ茶屋 宝吉丸、善六船	金一〇〇疋	不明	泊
		82	撰州兵庫 辰久丸、源蔵船	南鐐一斤	不明	
		81	撰州大石浦 伊勢丸、助五郎船	南鐐一斤	不明	
		80	撰州御影 明円丸、重太郎船	一朱	不明	
		79	撰州御影 住寿丸、留太郎船	一朱	不明	
		78	撰州御影 理吉丸、権九郎船	一朱	不明	
		77	撰州御影 神明丸、留十郎船	一朱	不明	
		76	撰州御影 神力丸、庄十郎船	一朱	不明	
		75	撰州御影 権現丸、重吉船	一朱	不明	
		74	撰州御影 若吉丸、民十郎船	一朱	不明	
三月二十三日		73	紀州富田浦 住吉丸、平五郎船	南鐐一斤	不明	
三月二十二日		72	撰州御影 宝珠丸、源十郎	一朱	不明	
		71	撰州御影 御影丸、庄五郎	一朱	不明	



年		月日		No		対象		初穂料		授与物		備考	
天保三年 (一八三二)		五月八日		92	三番 鶏亀丸(御用船)	金一〇〇疋	不明	出帆御願					
天保三年 (一八三二)		五月十五日		93	二番 鶏亀丸(御用船)	金二〇〇疋	不明	帰帆御礼、御船奉行御代 拝森久兵衛様					
		五月二十三日		94	紀州富田浦 太宝丸、惣治郎	南鐐一斤	大札・御供	代参、立帰り					
		六月十四日		95	二番 鶏亀丸(御用船)、佐藤孫右衛門	金一〇〇疋	不明	海上安全御祈禱料					
		十月二十二日		96	紀州富田浦 安全丸、万次良	南鐐一斤	不明	代参彦吉、下船御祈禱料					
天保四年 (一八三三)				97	知多郡常滑北条 富栄丸、仁平船	南鐐一斤	不明						
				98	紀州富田浦 太宝丸、惣治郎	南鐐一斤	大札						
				99	紀州富田浦 四社丸、弥八	南鐐一斤	大札						
				100	紀州富田浦 住吉丸、市治郎	南鐐一斤	大札						
				101	紀州富田浦 虎栄丸、市三郎	南鐐一斤	大札						
		三月十八日		102	撰州大石 大徳丸、権大夫	南鐐一斤	大札						
				103	紀州日井浦 神社丸、莫助	金一朱	中札	右昼支度計、茶一朱ト二〇〇文					
				104	紀州日井浦 大津丸、久五郎	一〇〇文	不明	折願					
				105	式番 鶏亀丸(御用船)、孫太郎	金一〇〇疋	不明						
				106	三番 鶏亀丸(御用船)、孫太郎	金二〇〇疋	不明	御礼					
				107	式番 鶏亀丸(御用船)、孫太郎	金二〇〇疋	不明	御礼、御船奉行森久兵衛様					
				108	撰州大石松屋 住吉丸、松大夫	金一朱	中札						
				109	撰州御影浦 宝曆丸、善十郎	金一朱	中札						
		四月十日		110	撰州御影浦 宝栄丸、源九郎	金一朱	中札	両度差出人一朱上ル					

近世の地域大社と社家の布教活動（谷戸）

(一八三四) 天保五年		正月二日		八月二十六日		四月二十六日		四月二十四日		四月十八日		四月十五日		四月十三日		四月十二日		
129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111
撰州大坂 大和丸	駿州沼津 日吉丸、惣五郎船	紀州富田浦 幸福丸、清左衛門	紀州富田浦 安全丸、万治郎	紀州富田浦 永徳丸、与平治	御船奉行 川越尚右衛門御代参	御船奉行 川越尚右衛門御代参	大坂阿波屋 国市丸、清三郎	紀州富田浦 幸福丸、清次郎	紀州富田浦 富栄丸、松之助	撰州大石 宝松丸、権大夫船	撰州兵庫 辰吉丸、利十郎	撰州御影浦 神力丸、正十郎	撰州御影浦 金花丸、市左衛門	紀州富田浦 永徳丸、船中	紀州富田浦 安全丸、万治郎	紀州富田浦 亀力丸、善九郎	紀州富田浦 永徳丸、与平治	撰州御影浦 住吉丸、留五郎船
金一朱	金二朱	南鐐一斤	二朱	二朱	金一〇〇疋	金二〇〇疋	二朱	二朱	二朱	金一〇〇疋	金一朱	金一朱	金一朱	金一朱	金二朱	金二朱	金二朱	金一朱
不明	大札	大札	不明	不明	不明	不明	大札・御供	大札・御供	大札・御供	大札・御供	不明	不明	不明	不明	大札・御供	大札・御供	大札・御供	中札
		一宿	四月七日大風心願仕三付、 為御礼懸々代参		二付、海上安全御祈祷	鶏亀丸越後今大坂江渡海	一宿				立帰			拜海上安全				下茶屋一宿

		年		月日		No	対象	初穂料	授与物	備考
		天保五年 (一八三四)		正月二十五日		130	桑名 鶏亀丸(御用船)	金一〇〇疋	不明	出帆
						131	桑名 鶏亀丸(御用船)	金一〇〇疋	不明	出帆
						132	桑名 鶏亀丸(御用船)	金二〇〇疋	不明	出帆、御船奉行川越尚右衛門殿
				二月二日		133	大坂大津屋 吉祥丸、亀大夫船	金一〇〇疋	大札	代参一宿、宿料二〇〇文
				二月二十三日		134	撰州大坂 妙見丸、松五郎船	金一〇〇疋	大札	
				三月朔日		135	三番 鶏亀丸(御用船)、佐藤孫大夫	金一〇〇疋	大札	
						136	撰州御影 宝珠丸、源十郎	金一朱	中札	
						137	撰州御影 神宝丸、源次郎	金一朱	中札	
						138	撰州大坂小堀江 松栄丸、松三郎	南籾一斤	大札・御供	
		三月二十日				139	撰州大坂小堀江 国市丸、清三郎	南籾一斤	大札・御供	
						140	撰州御影浦 宝永丸、庄五郎	金一朱	中札	
						141	撰州御影浦 住珠丸、富太郎	金一朱	中札	
						142	撰州大石浦 住吉丸、松大夫	金一朱	中札	日帰り
						143	志州片田 伊せ丸、久蔵船	一朱	不明	
		三月二十七日				144	志州片田 日吉丸、四郎助船	一朱	不明	
						145	紀州富田浦 天運丸、参兵衛	南籾一斤	大札	
						146	紀州富田浦 永徳丸、与平治	南籾一斤	大札	
		四月朔日				147	紀州富田浦 住吉丸、市大夫	南籾一斤	大札	
						148	紀州富田浦 安全丸、万治郎	南籾一斤	大札	



年		月日		No.		対 象		初穂料		授与物		備 考	
天保五年 (一八三四)		六月二十一日		168		三番 鶏亀丸(御用船)		金二〇〇疋		不明		五月十四日着、六月八日出帆	
		七月二十二日		169		四番 鶏亀丸(御用船)		金一〇〇疋		不明		五月十二日着、六月八日出帆、御代参川越尚右衛門殿	
		九月晦日		170		知多郡常滑 宮吉丸・宮栄丸		金一〇〇疋		木札二枚			
		十月朔日		171		鶏亀丸御代参 川越尚右衛門様(御用船 鶏亀丸)		金一〇〇疋		不明		平野家宿	
		十月五日		172		三州大浜		金二〇〇疋		不明			
		十月七日		173		撰州大石木屋 住寿丸、源五郎		鳥目六〇〇銅、半湯立有之		不明		代参一宿、二〇〇文遣用	
		十二月十日		174		撰州兵庫 辰吉丸、利十郎		金一朱		不明		一宿	
		十二月十一日		175		撰州新在家 末吉丸、梅之助		金二朱		大札		一宿	
				176		撰州新在家 勇力丸、三吉船		金二朱		大札		一宿	
				177		撰州御影浦 権力丸、又兵衛		金一朱		不明			
				178		撰州大石浦 観徳丸、善五郎		金一朱		不明			
				179				金一朱		不明			

「毎月朔日海上安全御祈禱扣」(整理番号B-1-10)をもとに作成。

まず、No.23・24などのように尾張国知多郡の船舶がいくつか存在することから、伊勢湾で活動を行う人々から依頼があったことがわかる。

とりわけ、大半が紀伊国や摂津国の船舶で占められていることが注目される。ここで確認できる紀伊国牟婁郡富田浦や摂津国兔原郡御影浦などが、菱垣廻船や樽廻船の拠点であったことを考慮すると、江戸と大坂を結ぶ南海路を航海す<sup>(85)</sup>

る人々から頻繁に依頼が寄せられていたと指摘できよう。このことは、駿河国（No. 7・28・57・128）や遠江国（No. 56）の船舶があることから裏付けられる。

つまり、この頃になると多度神社は、海上安全に靈験がある神社としても広く知られるようになり、多くの祈禱を行うようになっていたのである。

本章では、小串氏の布教活動と信仰の伝播について検討した。

同氏の活動は、十七世紀では多度神社の近隣にとどまっていたが、十八世紀に入ると活発化し、尾張国・美濃国なども対象とするようになった。そして、十九世紀には江戸や忍藩領といった遠隔地が加わった。この過程を跡付けたことで、社家の活動によって信仰が拡大する様相を具体的に明らかにできた。

## おわりに

ここまで多度神社と小串氏を事例として、社家の活動と信仰の伝播を見てきた。

まず、第二章で明らかにしたように、藩主家の交代にもなつて同社の社領はたびたび減少した。これにより、小串氏は経営の基盤を布教活動による収入（初穂料）に移していったと推測され、第三章で述べたように、十八世紀前半から活発に活動を展開する。

同氏は配札のほかに祈禱や勧請を行っており、それらは依頼者の希望に細かく対応するものであった。そして、信仰の伝播には、勧請が大きな役割を果たしていることが確認できた。多度神社の場合、桑名藩下屋敷に分社が創建された

ことを契機として、江戸に信仰が広がり、さらにそれが久留米藩内への勧請につながっている。

ここで江戸への勧請が契機となっていることは重要である。これは金毘羅信仰の事例と共通している。<sup>(86)</sup>近世は様々な信仰が地域を越えて広がった時代であるが、この伝播において江戸という都市が果たした役割を改めて考える必要があるのではないか。近世後期になると、武家屋敷内に邸内社が建てられ、盛んに公開されたことが既に判明している。<sup>(87)</sup>今後は、これが信仰の伝播や勧請元の寺社に及ぼした影響についても検討してゆかなければならない。

このほかの課題として、藩と地域大社との関係の解明が挙げられる。多度神社を例にすると、第三章(2)で触れたように桑名藩(藩主)はたびたび祈祷を命じており、さらに、藩主や名代の参拝事例も数多く確認できる。つまり、地域大社は、藩内において何らかの役割を果たしていたと考えられるのであって、支配の問題にも目配りした上で、その実態を明らかにする必要がある。

最後となったが、本稿で浮き彫りとなった布教活動と信仰の様相は一端に過ぎない。なぜなら、多度神社の布教活動は小串氏だけではなく、平野氏も行っていたからである。同氏の活動は小串氏に比肩するものであったと想定され、今後はこれについても解明してゆくことが求められる。また、各地の分社に関しても明らかにしなければならぬ。

右の諸課題については、他の寺社の事例も踏まえ別稿を期すこととしたい。

## 註

(1) 高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』(東京大学出版会、一九八九年)、井上智勝『近世の神社と朝廷権威』(吉川弘文館、二〇〇七年)、高埜利彦『近世の朝廷と宗教』(吉川弘文館、二〇一四年)など。

(2) 井上智勝『近世の神職編成と国郡制・領主制』(井上智勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会2 国家権力と宗教』所収、吉川弘

- 文館、二〇〇八年)・「近世の神職組織―触頭を擁する組織を対象に―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一四八号、二〇〇八年)。
- (3) 澤博勝「近世の宗教組織と地域社会―教団信仰と民間信仰―」(吉川弘文館、一九九九年)、竹ノ内雅人「江戸の神社と都市社会」(校倉書房、二〇一六年)など。
- (4) 原淳一郎「近世寺社参詣の研究」(思文閣出版、二〇〇七年)など。
- (5) 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』(岩田書院、二〇〇〇年)、一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開―上・個別研究編』(岩田書院、二〇〇四年)・「中世一宮制の歴史的展開 下・総合研究編」(岩田書院、二〇〇四年)、井上寛司「日本中世国家と諸国一宮制」(岩田書院、二〇〇九年)。
- (6) 西田かほる「地域大社の実態について」(『近世甲斐国社家組織の研究』所収、山川出版社、二〇一九年。初出は二〇〇三年)、二八三頁。
- (7) 松本和明「近世西宮神社の社中構造―貞享―正徳期を事例として―」(『ヒストリア』一三六号、二〇一三年)など。
- (8) 靱矢嘉史「武州御嶽山の近世的成立―武蔵国地域大社の一事例として―」(『早稲田―研究と実践―』三二号、二〇〇九年)・「武州御嶽山と幕府・朝廷勢力」(『武蔵御嶽神社及び御師家古文書学術調査団編』武州御嶽山の史的研究)所収、岩田書院、二〇一八年)など。
- (9) 金毘羅信仰に関しては、守屋毅編『民衆宗教史叢書第十九卷 金毘羅信仰』(雄山閣出版、一九八七年)を参照。
- (10) 近世には「多度権現」・「多度大神宮」など様々な呼称が存在した。煩雑を避けるため、本稿では「多度神社」で統一する。
- (11) 多度神社とその祭神についての説明は、吉井良隆「多度神社」(『式内社研究会編』式内社調査報告第七卷 東海道2)所収、皇學館大学出版部、一九七七年)、中野泰志「多度大社」(谷川健一編『日本の神々―神社と聖地―第六卷 伊勢・志摩・伊賀・紀伊』所収、白水社、一九八六年)、岡野友彦「伊勢国」(註(5) 中世諸国一宮制研究会前掲書所収)に拠った。
- (12) ただし、主祭神(多度神)が天津彦根命と考えられるようになったのは、近世中期以降とされる(堀田吉雄「多度神と其の信仰―民俗学より見た御祭神転移の過程―」、『伊勢民俗』二号、一九五二年、五頁)。
- (13) 柳田國男「目一つ五郎考」(『定本 柳田國男集 第五卷』所収、筑摩書房、一九八二年。初出は一九二七年)。



(14) 井後政晏「伊勢国一宮の再検討―多度神社と椿大神社―」(『皇學館大學神道研究所報』六五号、二〇〇三年)、岡野友彦「中世多度神社祠宮小串氏について」(註(5) 一宮研究会前掲書所収)。ただし、椿大神社への一宮の移行時期については、石神教親氏が十三世紀前半まで遡る可能性があることを指摘している(「多度大社と椿大神社―伊勢国一宮をめぐる―」、『三重県史研究』二五号、二〇一〇年)。

(15) 『多度神宮寺伽藍縁起并資材帳』とその伝来・研究史については、西宮秀紀「多度神宮寺伽藍縁起并資材帳の伝来と写本研究覚書」(『専修大学人文科学研究月報』二八七卷、二〇一七年)を参照。なお、註(22)で説明する「小串家文書」には、文化六年(一八〇九)三月二十日付で馬嶋の蔵南坊という人物が「近頃京都之古寺ノ宝蔵」から出たという「勢州多度山縁起并資材帳」(「此巻物、長サ壹丈貳・三尺」)の存在を杜家平野氏に知らせ、「式十五両から三十両位ナラ大方手ニ入候」として購入を勧める書状と関係文書が含まれている(「雑文書一括」、整理番号C―一四)。

(16) 「多度山法雲寺末寺帳写」(三重県編『三重県史 資料編中世2』、三重県、二〇〇五年)、三二頁。

(17) 註(25)の「宝曆拾辰六月御領主表江差上口上書扣」では、天正二年(一五七四)の出来事とし、註(40)の「多度大神本縁略記」では元龜元年(一五七〇)の出来事としている。

(18) 「宝永八年 多度村明細帳」(多度町教育委員会編『多度町史 資料編2近世』、多度町、二〇〇四年)、三六〇―三六三頁。

(19) 「寛政六年 大祭御神事規式簿」(註(18) 『多度町史 資料編2近世』、一四二―一五〇頁)。当史料は寛政六年(一七九四)五月二十六日に杜家の平野直隆が例祭における「祭式ノ例」をまとめたものである。このほか、文化十二年(一八一五)の例祭に際して、杜家小串氏が作成した「御神事諸願扣」からも村々の関与を窺うことができる(「小串家文書」整理番号B―一三)。

(20) 小串氏が宝暦五年(一七五五)正月―二月における桑名藩との上申・下達を記録した「御用留帳 多度」(「小串家文書」整理番号B―四二)などに拠る。なお、この「御用留」は宝暦五年正月から嘉永五年(一八五二)正月まで断続的に残存しており(「計三一点」、多度神社と桑名藩とのやりとりを詳しく把握することができる)。

(21) 「歳々記録(多度大社の由緒書、乍恐口上の写など)」正徳三年条(「小串家文書」整理番号B―三二七)。当史料は、小串氏が

作成した多度神社と小串氏の年代記である。奥書が無いため正確な成立時期は確定できないが、①表紙裏に寛政元年（一七八九）十月吉日に書写した旨の小串暉吉の墨書がある、②文政六年（一八二三）の記事で終わっている、ということから、小串氏に伝えられていた何らかの年代記に暉吉が増補を加え、文政六年頃に成立したものと推定される。

(22) 本稿で主に使用するのは「小串家文書」（個人蔵）である。これは小串氏に伝来した文書群で、近年、同氏の邸宅より発見され、岡野友彦氏を代表とする皇學館大学小串家文書調査団によって整理・調査が行われた。十七世紀初頭から二十世紀初頭までの一二七部三〇四四点の文書で構成されている。以下、特に断らない限り、「小串家文書」を出典とする。

(23) 註(14) 岡野前掲論文。

(24) 「兼右卿記」永祿十二年三月三日条（多度町教育委員会編『多度町史 資料編1 考古・古代・中世』、多度町、二〇〇二年）、五〇七〜五〇八頁。伊藤信吉氏によると、永祿年間には既に桑名郡桑名に所在する春日神社の社家鬼嶋氏・郷司氏が、吉田家との間に密接な関係を構築していたとされる（「伊勢国桑名郡春日社社家と神祇官吉田家―戦国期を中心として―」、「『皇學館史學』三一号、二〇一六年）。小串氏の吉田家への接触は、このような北勢地域の社家たちの動向に呼応するものとして理解すべきであろう。

(25) 「宝曆拾辰六月御領主表江差上口上書扣」（整理番号E-18）。これは宝曆年間に起きた相論に際して、宝曆十年（一七六〇）六月に小串吉延が「神主」を称することの正当性を主張するため、桑名藩寺社奉行所に提出した由緒書の控である。なお、この由緒書では、自身の家を天目一箇命の後胤で古代より多度神社に奉仕してきた社家と説明している。

(26) この相論は、宝曆九年八月から同十一年七月にかけて起きた争いで、発端は江戸幕府による全国の神社調査であった。争点となったのは社家と神宮寺の肩書で、①社家の肩書をめぐる小串・平野の両社家と藩との交渉、②法雲寺の肩書をめぐる両社家と法雲寺との争い、③平野氏の「神主」号の使用をめぐる小串氏と平野氏との争い、④法雲寺の肩書に関する御室御所（仁和寺）から両社家への詰問、という経過を経て、三者の地位・役割が明確化するところとなった。なお、神社調査については、高埜利彦「江戸幕府と神社」（註（一）高埜前掲『近世日本の国家権力と宗教』所収、一〇〇〜一〇二頁。初出は一九八五年）を参照。

- (27) 「神道裁許状（著風折烏帽子狩衣）」（整理番号A―一二四）。
- (28) 「叙従五位下口宣案」（整理番号A―一）・「叙従五位下位記」（整理番号A―一四）、「任山城守口宣案」（整理番号A―一二）・「任山城守宣旨」（整理番号A―一一）。
- (29) 分社（邸内社）の創建時期は不明であるが、文政十三年（一八三〇）七月にはその存在が確認できる。同月九日付で伏見宮家用人の後藤義紀は小串氏に、二日に発生した京都地震により邸内の「多度大神宮社」が破損したことを報じ、遷宮を執り行うため上京するよう要請している（寛政年中扣・伏見宮様祈願扣・吉田御殿黒袍神祇道御礼扣、整理番号E―五四―二）。
- (30) 「覚（伏見御所様江御館入願上につき）」（整理番号B―六八―三）、註(21)「歳々記録（多度大社の由緒書、乍恐口上の写など）」寛政二年六月条。
- (31) 「伏見御所御家来御願之文通并願書」（整理番号E―五五）。
- (32) 「御請申一札之事（田口新田之社人堀田能登兼帯仕二付）」（整理番号B―五三〇）、註(21)「歳々記録（多度大社の由緒書、乍恐口上の写など）」安永四年条。
- (33) 「送り一札（神祇道御望二付離檀之儀承知二付）」（整理番号B―四三七）。
- (34) 「奉願覚（神主職号につき）」（整理番号B―一三九三）。当史料は、宝暦十年九月に平野右馬大夫（重隆）が「神主」を称することの正当性を主張するため、吉田家に提出した訴状の写しである。
- (35) 「寄進状写」（整理番号B―三五七―三）。
- (36) 元禄十一年（一六九八）二月三日付で、小山村の伊東覚左衛門・戸津村の伊東金右衛門が法雲寺・小串氏・平野氏に出した神領の寄進状に関する証文をみると、彼らは平野氏を「禰宜平野右馬大夫」としている（「元禄一一年多度権現社領寄進状等請取証文写」、註(18)『多度町史 資料編2 近世』、五八頁）。また、宝暦九年十月に作成された「神社御改帳」にも「禰宜 平野右馬大夫」とある（整理番号B―一一七）。一方、宝暦相論においては、小串氏は平野氏のことを「神楽役」と主張している（「宝暦九年従公儀御触二付神社由緒書差上候様被仰付候処神主号之儀二付小串家平野家出入一件并吉田家江諸願諸書付等扣」、整理番号

E—三九。

(37) 小申氏と平野氏の争いは、吉田家の命を受けた三重郡日永村北宮神明宮の神主井尻加賀が仲裁を行い、平野氏を神主とする。こ  
とで宝暦十一年（一七六一）七月に落着した（「平野因幡職号一件に関する文書一括」、整理番号B—三三三—二五）。

(38) 「平野因幡職号一件に関する文書一括」（整理番号B—三三三—一五）。

(39) 註(21)「歳々記録（多度大社の由緒書、乍恐口上の写など）」寛永年中条、「桑名御城主御代々様御用日記并大吉万福諸檀那覚  
日記」（整理番号C—四八）。なお、「桑名御城主御代々様御用日記并大吉万福諸檀那覚日記」は、桑名藩や檀那とのやりとり  
に関する平野氏の記録である。表紙に「平野右馬大夫重達」とあり、本文の後半部分には「寛政十三辛酉年 平野伊予守直興、左  
二記す」との記述がある。よって、平野重達が残した記録に平野直興が追記を加えたものであると推定される。

(40) 「多度大神本縁略記」（神道大系編纂会編『神道大系 神社編十四 伊賀・伊勢・志摩』、神道大系編纂会、一九七九年）、二七七頁。  
当史料は、元禄十一年（一六九八）三月に尾張国津島神社の社家で神道家であった真野時綱が、法雲寺の住持であった良秀から  
の依頼を受けて執筆した多度神社と神宮寺（法雲寺）の由緒書である。跋文によると、草稿のまま放置されていたが、寛延元年  
（一七四八）十一月に時綱の子である猶綱が修正を加えて完成させたという。

(41) 「宝暦九年従公儀御触ニ付諸国神社御改之節法雲寺別当号之儀ニ付社中及出入候、其節御領主表并御室御所江差出候書付之扣」  
（整理番号E—四四）。当史料は、宝暦相論の当事者であった小申吉延が法雲寺との相論の経過をまとめた記録である。

(42) 同右。

(43) 「口上之覚（法雲寺より差出候につき）」（整理番号B—三五一）。

(44) 「慶長十年多度権現棟札」（註(18)『多度町史 資料編2近世』、四六頁）。

(45) 註(34)「奉願覚（神主職号につき）」。

(46) 「本多忠勝奉行人連署寄進状」（整理番号C—一三三）。

(47) 「桑名領在々知行目録」（三重県編『三重県史 資料編近世1』、三重県、一九九三年）、四九一頁。

- (48) 註 (34) 「奉願覚 (神主職号につき)」。
- (49) 「本多忠政社領寄進状写」 (整理番号 B—九六一—三)。
- (50) 「本多忠政社領寄進状写」 (整理番号 B—九六一—五)。
- (51) 註 (34) 「奉願覚 (神主職号につき)」。この訴状において、平野氏は春日神社の社家にも問い合わせ、自身の主張を補強するため同神社に発給された本多忠政の寄進状を引用している。これによると、正月十七日付で東臈上村内において二十石、元和二年九月十一日付で小山村内において三十石が寄進されている。なお、後者の寄進状は現存しているが、それを見ると寄進されたのは三十石ではなく二十石である (『本多忠政社領寄進状』、註 (47) 『三重県史 資料編近世 1』、五〇〇頁)。
- (52) 註 (35) 「寄進状写」。
- (53) 註 (34) 「奉願覚 (神主職号につき)」。
- (54) 「御家中分限帳 (桑名藩)」 (整理番号 B—七六)。
- (55) 註 (21) 「歳々記録 (多度大社の由緒書、乍恐口上の写など)」寛政六年七月四日条・八月条、「多度大神宮由緒書」 (整理番号 E—五二) 。なお、「多度大神宮由緒書」は、文政七年 (一八二四) 三月に両社家と多度村庄屋が、桑名藩の寺社役所に提出した由緒書の写しである。
- (56) 註 (19) 「(寛政六年) 大祭御神事規式簿」、一四二頁。
- (57) 「勢州桑名郡多度村式内多度大神宮覚書扣」 (整理番号 E—四九) 。当史料は文化十一年 (一八一四) 三月に小串暉吉・平野直興が作成した由緒書の控である。なお、桑名藩から実際に支給されていた米は、「高拾五石分 一、高七石五斗」と「高五石分 一、高式石五斗」を合わせた「メ高拾石 此米拾四俵三斗式升三合、口米共」である (『御城主越中守様・忍御城主下総守様御用記』文政六年未忍表分御引移後御用向条、整理番号 B—六〇)。
- (58) 註 (57) 「御城主越中守様・忍御城主下総守様 御用記」文政六年十二月条。
- (59) 同右、文政六年未忍表分御引移後御用向条。

- (60) 「宝暦十年社中及出入候節二條御殿江差上候願書控」(整理番号B―三七七―一―五)。
- (61) 「多度権現奉上金子之覚(高須輪中小笠原主膳正領坡枋為堅固之当夏中立願につき金子拾両)」(整理番号B―四三六)。
- (62) 所史隆「高須藩」(木村礎ほか編『藩史大事典 第4巻中部Ⅱ―東海』所収、雄山閣出版、一九八九年)。
- (63) 歴史公文書班「資料紹介 桑名市博物館寄託佐々部家文書「旧記」」(『三重県史研究』三六号、二〇二二年)、三二頁。なお、これは「桑名町に居住した商人であった佐々部家の関係者が執筆したもの」とされる(同上、二八頁)。
- (64) 註(44)「慶長十年多度権現棟札」。
- (65) 松下孜「近世知多地方の雨乞い―知多郡小鈴ヶ谷村の事例―」(『日本福祉大学子ども発達学論集』四号、二〇二二年)。
- (66) 「齊諧俗談」(日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成 新装版 第一期19』所収、吉川弘文館、一九七六年)、三〇三頁。
- (67) 「殿様より雨乞御祈禱覚帳」(整理番号B―四一)。
- (68) 「濃州武儀郡横越村方天水待之処二付書付」(整理番号B―五二九)。
- (69) この翌日の朝、本宮と一目連神社の間にあった「籠石」と呼ばれる神石が滑り落ちており、その下から古鏡などが出土したという(註(21)「歳々記録(多度大社の由緒書、乍恐口上の写など)」明和七年七月十八日条)。
- (70) 「折々草」(日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成 新装版 第二期21』所収、吉川弘文館、一九七四年)、五二―五四頁。
- (71) 註(21)「歳々記録(多度大社の由緒書、乍恐口上の写など)」天明三年九月二十七日条。
- (72) 「太々御神楽祈禱用記」(整理番号B―一四)。
- (73) 「大々神楽式」(整理番号B―三四四)。
- (74) 「平野家方太々御神楽控」(整理番号B―二二五)。
- (75) 「午御用留(神主と桑名藩寺社方との往復文書)」(整理番号E―一一)。
- (76) 国文学研究資料館所蔵「類例略要集 下巻」(請求番号MX―四三二―一七)。閲覧に際しては、新日本古典籍総合データベースを利用した。

- (77) 「江戸一目連神社御勸請御用向之控」(整理番号B―一三五)。
- (78) 「東都歳事記」(朝倉治彦校注『東都歳事記』、平凡社、一九七〇年、二〇頁。
- (79) 東北大学附属図書館所蔵「下谷三味線堀一目連社奉納額面」(請求記号林文庫一七三六)。閲覧に際しては、東北大学デジタルコレクションを利用した。
- (80) 「忍御家中旦那御名前帳合冊」(整理番号B―一九四)。
- (81) 同右。
- (82) 「御城主越中守様・忍御城主下総守様 御用記」文政九年八月条(整理番号B―六〇)。
- (83) 「筑後国久留米御城主有馬玄蕃頭様御領内一目連大神御神幣御差向之事」(整理番号E―三〇)。
- (84) 「御祈禱檄・御祓大麻など雛形帳」(整理番号B―三三八)。
- (85) 近世の海運と菱垣廻船・樽廻船については、柚木學『近世灘酒経済史』(ミネルヴァ書房、一九六五年)・『近世海運史の研究』(法政大学出版局、一九七九年)を参照。
- (86) 守屋毅「金毘羅信仰と金毘羅参詣をめぐる覚書―民間信仰と庶民の旅を考えるために―」(註(9) 守谷前掲書所収。初出は一九七六年)、一八八―一九四頁。
- (87) 岩淵令治「武家屋敷の神仏公開と都市社会」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇三集、二〇〇三年)。

〔付記〕

史料の閲覧・引用に際しては、「小串家文書」の所蔵者である小串和夫様から格別のご高配を賜った。末筆ながらここに記して厚く御礼申し上げます。